

令和8年度広島県議会広報紙「ひろしま県議会だより」 新聞折込配布業務仕様書

1 件名

令和8年度広島県議会広報紙「ひろしま県議会だより」新聞折込配布業務

2 契約受託者の基本的責務

契約受託者は広島県議会の広報紙の配布業務であることに留意し、万が一にもその配布に支障をきたすことのないようにすること。

3 規格・数量

規格…… タブロイド判 4ページ

回数…… 4回（2月、6月、9月、12月定例会）

数量…… 次の部数を新聞折り込みにより配布する。

1回当たり 563,780部

4 折込配布先・折込配布方法等

(1) 新聞折込配布先

広島県（以下「県」という。）の指定する別記の市町の区域で、朝日、毎日、読売、日経、産経、中国、山陽新聞の朝刊7紙のいずれかを定期購読する全世帯に、あらかじめ県が指定した配布日に広報紙を折り込み、配布すること。

(2) 折込配布方法

広報紙を折り込む際には、他の折込広告の上に折り込むよう、新聞販売店に依頼すること。

(3) 折込配布必要部数の報告

① 契約受託者は、県の請求に基づき「新聞販売店別折込必要部数」を提出（※地区別の必要枚数一覧等を添付）すること。

② 契約受託者は、折込必要部数に変動が生じた場合には、地区別の必要枚数一覧等必要なデータとともに速やかに県へ報告すること。

5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年2月12日まで

6 履行期限

配布日については、別途指示する。

7 引渡場所及び方法

印刷物は、契約受託者（配布業者）の倉庫へ、県が指定する印刷受託業者が納入し、引き渡される。

8 配布完了報告

契約受託者は、配布を完了したときは、その都度、速やかに委託業務報告書を県に提出すること。

9 その他

(1) 契約受託者は、契約締結後速やかに次の書類を県に提出すること。

① 担当者名簿

② 配布までの工程予定表

③ 配布の具体的な流れ

(2) 県は、必要があると認めたときは、委託業務について検査を行うことがある。

(3) 契約期間中は、常時、1人以上の担当者が対応可能な体制を組むこと。

(4) 読者等から寄せられた配布に係る苦情（改善を要する意見等を含む。）については、その都度、迅速かつ誠実に調査の上、県に報告し、県の指示を受けること。

(5) 印刷受託業者がトラック等を用いて納品できるよう、契約受託者の倉庫には駐車場が隣接していること。

(6) その他、問題が生じた場合は、県と協議の上、対応すること。

(別 記)

令和8年度広島県議会広報紙「ひろしま県議会だより」

新聞折込配布区域（2月、6月、9月、12月定例会号）

広 島 市	
呉 市	
竹 原 市	
三 原 市	
尾 道 市	
福 山 市	
府 中 市	
三 次 市	
庄 原 市	
東 広 島 市	
廿 日 市 市 (旧吉和村地域を除く)	
安芸高田市	
江 田 島 市	
安 芸 郡	府 中 町
	海 田 町
山 縣 郡	北 広 島 町
世 羅 郡	世 羅 町

(注) 次の市町は除く。

大竹市、熊野町、坂町、安芸太田町、大崎上島町、神石高原町